

令和 6 年 6 月 7 日（金） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6 階大会議室

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 非農地の判断について
- （６）議案第 6 号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

○出席委員（15 名）

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 安田 美雄 君  | 2 番 河村 清孝 君  | 3 番 丹羽 英治 君  |
| 4 番 吉田 忠男 君  | 5 番 和田 ひとみ 君 | 8 番 後藤 信一 君  |
| 10 番 松永 佳己 君 | 11 番 足立 宜穂 君 | 12 番 後藤 一夫 君 |
| 13 番 亀山 良平 君 | 14 番 森 種生 君  | 15 番 池田 政吉 君 |
| 16 番 長尾 始 君  | 17 番 山田 達史 君 | 18 番 日置 香 君  |

○欠席委員（4 名）

|              |            |             |
|--------------|------------|-------------|
| 6 番 鵜飼 秀樹 君  | 7 番 林 百恵 君 | 9 番 尾口 文良 君 |
| 19 番 田下 喜代 君 |            |             |

○委員以外の出席者（5 名）

農業委員会事務局主幹兼農林課主幹 渡邊 昌彦 君  
農林課主任主査 深川 喜正 君  
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君  
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君  
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。事務局長は所要により欠席となりますので、農林課主幹の渡辺が司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（ 会長あいさつ ）

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

6番 鵜飼委員、7番 林委員、9番 尾口委員、19番 田下委員の4名ですので、ご報告をさせていただきます。

もう一点、令和4年度申請に係る関農業振興地域整備計画につきまして、ご報告がございます。

不服審査申立に対する県の裁決を待っている状況が続いておりましたが、ようやく6月5日に県の裁決が下りたところでございます。

裁決の内容ですが、市の決定を取り下げるという内容になっております。

そのため、裁決の内容に従いまして、改めて、令和4年度申請に係る関農業振興地域整備計画について、農業委員会の意見をいただく手続きが必要となりました。

県と協議をしたうえで手続きを進めていましたので、こうなることは想定していませんでしたが、農業振興地域整備計画の変更を待って見える方も多数をおみえですので、急な追加で申し訳ございませんが、本日の議案に上程させていただきました。

本日の総会は、お配りさせていただきました、議案と地図に差し替えさせていただき、議案別紙になります、令和4年度申請分の農業振興地域整備計画変更申請地地区別各筆調書が追加になります。

それでは、議案の審議をお願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

8番 後藤 信一委員、10番 松永委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるというものです。

#### 1 番の案件

議案は 1 ページ、位置図は 1 ページになります。

申請地は、富岡公民センターから北東に 2 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 5 2 m<sup>2</sup>

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人所有の農地と隣接地で営農していますが、境界が不整形なため、営農に支障をきたしています。3 条 2 番で申請の農地と交換を行い、境界を整形し、効率的な営農をしたいというものでございます。

#### 2 番の案件

位置図は 2 ページになります。

申請地は、富岡公民センターから北東に 2 0 0 m に位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 田 2 筆 4 1 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人所有の農地と隣接地で営農していますが、境界が不整形なため、営農に支障をきたしています。3 条 1 番で申請の農地と交換を行い、境界を整形し、効率的な営農をしたいというものでございます。

#### 3 番の案件

位置図は 3 ページになります。

申請地は、新富津橋から南に 4 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 2 筆 1, 3 4 4. 2 5 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、飲食業に提供する野菜をつくるために、営農を始めたいというものでございます。営農計画書が提出されており、ビニールハウスを設置し、水耕栽培により野菜を作りたいという内容になっています。

本案件は、4 月総会により 3 条買受適格証明の承認を受けた案件になります。

#### 4 番の案件

議案は1から2ページ、位置図は4ページになります。

申請地は、上迫間公民館から北に400m及び西400mから南西にかけて700mに位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 田 6筆 5,317㎡。

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 8筆 2,245㎡ 14筆 合計 7,562㎡。  
申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続で取得したが、農地の維持管理が出来ないため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、障がいのある方の支援を目的とした特定非営利活動法人であり、農業を通じて障がいのある方々の自立支援をしたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、障がいのある方々に就業の場を提供するため、サツマイモや柿を栽培、加工販売まで行いたいという内容になっています。

#### 5番の案件

位置図は5ページになります。

申請地は、板取白谷体育館より南に400mに位置する農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 619㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続により申請地を取得したが、近年の体調不良により農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地隣地の住宅を買い受け、申請地で野菜の栽培などを行いたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、自家消費用の野菜の栽培と栗と梅の苗木を植えたいという内容になっています。

以上、5件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番と2番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

土地を交換されているようですが、始末書は必要ありませんか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

こちらは求めておりません。

○1 番（安田 美雄 君）

分かりました。特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3 番と 4 番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2 番（河村 清孝 君）

特にありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5 番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18 番（日置 香 君）

現地を確認しましたが、遠隔地に住まれている方が家を購入し、住まれるということです。問題はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第 1 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、  
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 1 番は、許可することに決しました。

2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 2 番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 3 番は、許可することに決しました。

4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 4 番は、許可することに決しました。

5 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 5 番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めるというものです。

#### 1 番の案件

議案は 3 から 5 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から南に 3 0 0 m に位置する

登記・現況地目 田 2 2 筆 4, 5 3 9. 7 3 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地造成（土地区画整理事業）でございます。

申請人は、関市平賀第二区画整理事業で設立された、区画整理組合であります。

申請地は、当初事業計画により、売却用の保留地について農地転用を受けていましたが、企業誘致のための計画変更により、一部の道路、公園の公共施設予定地が、売却予定地となり、農地転用が必要になったというものです。

土地区画整理事業により、道路や公園などの公共施設予定地は農地転用許可不要となりますが、売却予定地については、農地転用の許可が必要になるというものです。

5 月 1 3 日に現地を確認したところ、造成中であります。

事業計画変更 1 番と同時申請になります。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 2 番の案件

位置図は 7 ページになります。

申請地は、大杉公民館から南東に 1 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 4 0 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、貸自動車部品置場でございます。

申請人は、申請地隣地の自動車整備工場の役員をしています。自動車整備工場の敷地が手狭であることから、本申請地を貸自動車部品置場として利用したいというものでございます。

5 月 1 3 日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5 条 9 番と同時申請になります。

## 3 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、東海北陸自動車道関 I C から南東に 4 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 2 1 4 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、貸基地局設置用地でございます。

申請人は、申請地を携帯電話のアンテナ設置敷地として整備し、携帯電話事業者に貸与したいというものでございます。

5 月 1 3 日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

## 4 番の案件

議案は 6 ページ、位置図は 9 ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から北に 3 0 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 3 筆 1, 6 4 5 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

申請地は、水はけが悪く、水田としての利用が困難な為、嵩上げし、果樹園としたいというものでございます。

5 月 1 3 日に現地を確認したところ、雑種地となっており、経緯報告書が添付されていま

す。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、過去に一時転用の申請を提出された経緯がありますが、申請が取り下げられ、改めて今回の申請に至るものです。

以上、4件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

土地区画整理事業の計画変更ですので、やむを得ないかと思えます。

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

今言われましたように、3年前に一時転用を出されて、土砂等を埋められましたが、当時の申請内容との相違があり、作業がストップしていたようです。そして、再度申請されたということですが、当時埋められた土砂は取り除く必要はないですか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

一時転用の申請になりますが、一部追認ということで、田から、一時転用で畑にする途中でストップしてしまっているの、畑にする作業を完了させるという申請になります。

○12番（後藤 一夫 君）

耕作土を10cm程度入れて、ブルーベリーを育てるということですが、それで育っていくのかは少し心配です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（なし）

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第2号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

#### 1 番の案件

議案は7ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、富岡公民センターから北東に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 24㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は農業用倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農機具の保管場所に困窮しており、申請地を農機具保管用用地として利用したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 2 番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から南東に100mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 392.27㎡。

農地の区分は、長良川鉄道関富岡駅から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在アパート住まいであり、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 3 番の案件

議案は7ページから8ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から南西に500mに位置する

登記・現況地目 田 3筆 1,846㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（7区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理に困っていたところ、譲受人からの要望があったため、それに応えるというもの。

譲受人は、不動産建築業を営んでおり、利便性の良い本申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 4 番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から南に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 17㎡。

登記・現況地目 田 1,143㎡ 2筆合計 1,160㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸店舗でございます。

賃貸人は、営農規模の縮小を考えていたところ、賃借人から要望があったため、それに応えるというもの。

賃借人は、不動産業を営んでおり、申請地と申請地に隣接する関市平賀第二土地区画整理の保留地を一体利用し、貸店舗用敷地としたいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、一部雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 5 番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は市立富岡小学校から西に500mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 457㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在アパート住まいであり、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、雑種地となっております。

平成9年に農地転用許可を受けておりますが、事業未完了のため、事業計画変更2番と同時申請になります。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 6 番の案件

議案は 9 ページ、位置図は 1 5 ページになります。

申請地は、のぞみ第二幼稚園から西に 5 0 m に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 5 . 5 2 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、申請地を農業用水路として利用しておりましたが、転用事業により、田が無くなり水路が不要になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、本申請地を譲受け、自己用住宅敷地の庭として利用したいというものでございます。

5 月 1 3 日に現地を確認したところ、雑種地となっており、経緯書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

## 7 番の案件

位置図は 1 6 ページになります。

申請地は、大杉公民館から東に 1 0 0 m に位置する

登記・現況地目 畑 3 筆 1 9 8 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農業経営の跡継ぎがいないたため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、アパートに住んでいるが、高齢になったため、娘の家の近くに住むため、申請地に住宅を建築したいというものでございます。

5 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

## 8 番の案件

議案は 1 0 ページ、位置図は 1 7 ページになります。

申請地は、大杉公民館から南東に 1 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 5 1 0 m<sup>2</sup>。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、境内地でございます。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の管理が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、本申請地を境内地として利用したいというものでございます。

5 月 1 3 日に現地を確認したところ、境内地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### ９番の案件

位置図は１８ページになります。

申請地は、大杉公民館から南東に１００ｍに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 ６３６㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、貸自動車部品置場でございます。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地隣地の自動車整備工場の役員をしており、自動車整備工場の敷地が手狭であることから、本申請地を貸自動車部品置場に貸したいというものでございます。

５月１３日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。４条２番と同時申請になります。

#### １０番の案件

議案は１０から１１ページ、位置図は１９ページになります。

申請地は、本郷集会場から西に２００ｍに位置する

登記・現況地目 田 ４筆 ９４０㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、本申請地で太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

５月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### １１番の案件

位置図は２０ページになります。

申請地は、中濃保育園から北西に２００ｍに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 ８８㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 12番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は、稲口橋から南西に500mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 2筆 823.05㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、自動販売機設置等業駐車場でございます。

譲渡人は、製造業を営んでおり、工場用地として申請地を取得したが、事業を完了できなかったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、隣地で工場を営んでいますが、駐車場が不足しているため、本申請地を工場用の駐車場としたいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、雑種地となっています。

平成29年に農地転用許可を受けていますが、事業未完了のため、事業計画変更3番と同時申請になります。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 13番の案件

議案は12ページ、位置図は22ページになります。

申請地は、東海北陸自動車道 関ICから南東に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 5筆 823.01㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、テントシート製造販売業事務所及び工場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地付近に工場を構えており、業務拡大に伴い、現在の敷地が手狭になったため、工場、事務所を増設したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 14番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は、市立下有知小学校から北に300mに位置する

登記・現況地目 田 177㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅駐車場でございます。

譲渡人は、相続で申請地を取得したが、農地の維持管理が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地隣地でアパートを経営しているが、入居者用駐車場が不足しているため、申請地をアパート駐車場としたいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

#### 15番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は、新田公民センターから北東に100mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 3筆 632㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、飲食業店舗・駐車場でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、飲食店を営んでおり、申請地を飲食店及び駐車場として利用したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 16番の案件

議案は13ページ、位置図は25ページになります。

申請地は、新田公民センターから北東に100mに位置する

登記・現況地目 田 6筆 4,568㎡

登記地目 田 現況地目 雑種地 406㎡ 7筆合計 4,974㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、建売事務所及び倉庫・整備場・重機置場でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築業を営んでおり、事業展開の依頼があったため、申請地に事務所と工場を建築し、建売事業用地として販売したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 17番の案件

議案は14ページ、位置図は26ページになります。

申請地は、上白金南集会センターから南に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 3筆 243㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在アパートに居住しており、申請地に自己用住宅を建築したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

事業計画変更4番と同時申請になります。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 18番の案件

位置図は27ページになります。

申請地は、側島公民館から北に50mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 586㎡。

農地の区分は、相当数の街区を形成している区域の為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、参拝者用駐車場でございます。

譲渡人は、市外に居住しており、駐車場不足で困惑している譲受人の要望に応えるというものの。

譲受人は、申請地の道路を隔てた西側に寺を有し、宗教活動を行っています。

寺の駐車場が慢性的に不足しているため、申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、駐車場として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 19番の案件

議案は15ページ、位置図は28ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から東に900mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 1,130㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たり良好な申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、一部雑種地になっており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

## 20番の案件

位置図は29ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から東に400mに位置する

登記・現況地目 田 1,084㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たり良好な申請地に太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

5月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、20件について、ご審議をお願いします。

## ○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番から6番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

## ○1番（安田 美雄 君）

1番、2番の案件について、意見はありません。

3番の案件についてですが、長年、耕作放棄地となっていた箇所になりますが、農地転用の前に、売買契約を結ばれており、その方は、今回の転用事業者以外の方のようですが、登記手続きが煩雑になる可能性が考えられます。

また、調整池を作るということを聞いておりますが、誰が管理するのかということも地元として、心配の声が上がっております。

他にも、隣接地に赤道がありますが、擁壁を作ると思いますので、ここを農機具等が通ろう

とすると、機械も大型化している関係もありまして、通るのが難しくなってしまいます。  
そういった設計のことについて、地元説明を行ってほしいということが、地元からの要望としてありましたので、付け加えさせていただきます。

申請そのものについては、問題はありません。

4番から6番の案件については、問題ありません。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局、よろしいですか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

まず、所有権についてです。こちらは、申請書に登記簿謄本を添付いただいております、現所有者であることに間違いのないことを確認しております。

続いて、こちらは申請地が1,846㎡ということで、関市開発指導要綱に則って開発を行っていただくことになります。その中で、農作業車等に配慮する旨の意見をしたいと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

7番から9番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

10番の案件につきましては、私の担当地区となります。

特に意見はありません。

11番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

12番と13番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

どちらの案件も、耕作がなされていないような場所になりますので、やむを得ないかと思い

ます。

○議長（丹羽 英治 君）

14番の案件につきまして、本日欠席されました、尾口委員から、特に意見は無い旨を伺っております。

15番から16番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

17番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

18番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

19番と20番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、特に意見は無い旨を伺っております。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（なし）

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 11 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 12 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 13 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 14 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 15 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

16番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号16番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

17番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号17番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

18番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号18番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

19番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号19番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

20番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号20番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1番の案件

議案は16から18ページ、位置図は30ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から南に300mに位置する

現況地目 田 33筆 16, 505.22㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

当初事業計画により、宅地用の保留地について農地転用を受けていましたが、企業誘致のための計画変更により、一部の道路、公園の公共施設予定地、宅地が変更になるものです。

4条1番と同時申請になります。

#### 2番の案件

位置図は31ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に500mに位置する

現況地目 宅地 457㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

当初事業計画者は資材置場として、農地転用許可をうけたものの、事業を完了しておらず、この度、事業継承者が申請地を住宅用地として利用したいというものです。

5条5番と同時申請になります。

#### 3番の案件

議案は19ページ、位置図は32ページになります。

申請地は、稲口橋から南西に500mに位置する

現況地目 宅地 2筆 823.05㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

当初事業計画者は刃物工場として、農地転用許可をうけ、造成工事を完了しましたが、事業を完了しておらず、この度、事業継承者が申請地を自社用駐車場として利用したいというものです。

5条12番と同時申請になります。

#### 4番の案件

位置図は33ページになります。

申請地は、上白金南集会センターから南に200mに位置する

現況地目 雑種地 2筆 85㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

当初事業計画者は、申請地を住宅用敷地として、農地転用許可をうけていたが、事業を完了しておらず、この度、事業継承者が申請地を自己用住宅敷地として利用したいというものです。

5条17番と同時申請になります。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

( なし )

質疑もないようですので、これより議案第4号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第5号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

非農地判断について

下記の土地を非農地として判断することについて、審議を求めるというものです。

議案は20ページ、位置図は34ページから37ページになります。

非農地判断につきましては、登記地目が農地でありながら、すでに山林化しており、農地としての管理が困難な土地について、農地台帳から除外するというものになります。

荒廃農地調査により荒廃度が重度であった土地や、非農地判断の申出があった土地になり

ます。

対象地は

迫間地区 1筆 373 m<sup>2</sup>

稲口地区 5筆 合計 1,701 m<sup>2</sup>

倉知地区 3筆 合計 759 m<sup>2</sup>

池尻地区 1筆 204 m<sup>2</sup> 10筆 合計 3,037 m<sup>2</sup>

以上、10筆について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○2番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2番から6番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

7番から9番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

農地への復元というのは難しく、この地区は継続的な農業をすることも難しいと思われますので、やむを得ないかと思えます。

○議長（丹羽 英治 君）

10番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより議案第5号について、採決いたします。

議案第5号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ なし ）

ご異議も無いようですので、議案第5号につきまして、一括して採決を行います。

議案第5号につきまして、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第6号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、令和6年6月5日付け農第126号の1により、市長から協議があったので、意見を求めます。

担当である農林課 深川から、制度説明及び各地区における個別案件につきまして、説明をさせていただきます。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

それでは「関農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。こちらは、10ヘクタール以上の農地集団や土地改良をされた土地などを守るべき農地として市の計画に農用地として記載し、農地法とは別に保護しています。

令和4年度申請された、農用地からの除外、用途区分変更等について、農業委員会の視点、農地法の視点からご意見をいただければと思います。

まず農振除外とは、農用地である土地を別の事業に使用するとして農用地から外すものです。

農振法の除外の基準としては6つあります。

1. その事業がその場所でしか実施できず、すぐに行う必要があるか
  2. 地域計画に支障がないか
  3. 周辺の農地と一体的に利用しようとした際に、支障となる位置にないか
  4. 地域の農業の担い手の集積に影響がないか
  5. 農業用水などの機能に影響がないか
  6. 土地改良事業の効果が十分発揮された後か
- といった内容になります。

ただし、農振法では問題がなくても、明らかに農地転用できないものであれば、農振除外の必要がなくなるため、この農業委員会で農地転用の見込みがあるかどうかのご判断をいただければと思います。

農転の見込みがない事業は、除外も行わないという判断になります。除外された後には改めて農地転用の手続きが必要ですが、この場で農地転用の見込みがあると判断したものであっても、開発などの他法令の許可が出ないなど、事業の実施ができない場合は、その時点で、編入の手続きが行われることになります。

また、農振除外以外に、用途区分変更がございます。

用途区分変更とは、農地を農業用施設にするなど、農業上の用途を変更する場合です。農振除外は不要ですが、用途区分変更が必要となります。

他にも、編入というものもあります。

過去に除外申請され、農地転用時に面積の変更があった場合などに、編入をしております。

今回、編入2件、除外26件、用途区分変更1件、計29件の申請があり、大変件数が多いので、ある程度まとめて審議をお願いしたいと思います。

旧関市の東側の地区の富岡（除外2件）・田原地区（編入1件、除外1件）の4件の審議をお願いします。

まずは、富岡地区になります。

#### A-2-1

所在地・申請者等は2ページ、位置図、平面図は3、4ページ、農地図は5ページになります。

富岡公民センターから北東約860m程度の場所で、すでに自宅への進入路となっているものです。

無断転用で始末書が提出されております。

農地区分は、10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

転用基準は、2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

地区協議会での意見は特にありませんでした。

#### A-2-2

位置図、平面図は3、4ページ、農地図は5ページになります。

申請内容は、農業用施設（畜産）になります。

無断転用で始末書が提出されております。

農地区分は、10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

転用基準は2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

続いて、田原地区になります。

#### A-3-1（編入）

所在地・土地所有者は7ページ、位置図平面図は8ページになります。

令和3年の除外申請で許可されたものになります。

申請内容は、一般個人住宅で、面積は380㎡になります。

農地転用時に申請面積の変更があり、申請面積360㎡のため、20㎡を農用地に編入するというものです。

#### A-3-2（除外）

所在地・申請者等は9ページ、位置図、平面図は10、11ページ、農地図は12ページになります。

国道248号関バイパス北約67mの位置にある農地になります。

申請内容は、農業後継者の住宅です。

農地区分は土地改良の実施済で、10ha以上の農地集団のため、1種農地と考えます。

農転許可基準は、1種農地の農地転用の例外規定である、地域の農業の振興に資する施設、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において住居する者の日常生活上または業務上に必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用の許可基準を満たすと考えます。

ここまで4件について、ご意見をいただきたいと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。ここまでの説明について、委員の皆様のご意見をお聞きし

ます。ご意見のある方はございませんか。

○1 番（安田 美雄 君）

質問をよろしいでしょうか。

今回の審議については、各地域の農振協議会には降ろさなくても良いのでしょうか。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

前回、同じことを行っておりますので、現状は降ろすことは考えておりません。

○1 番（安田 美雄 君）

土地改良区の関係で、新たに工事が始まったと聞きまして、8年が経過しましたが、またその縛りがかかってくるということでよろしいでしょうか。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

肥田瀬の地区では、また用水の工事が始まりましたので、8年の縛りはかかってきます。今回の申請箇所は、用水の水が入っていないため、影響はしてこないかと思います。

○議長（丹羽 英治 君）

ありがとうございます。

それでは、この4件について、異議なしと回答してよろしいでしょうか。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（ なし ）

それでは、異議なしとして、回答いたします。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

続いて、関地区になります。

B－1－3

所在地・申請者等は14ページ、位置図、平面図は15、16ページ、農地図は17ページになります。

岐阜トヨタ自動車(株)関稲口店 北約80mの位置にある農地になります。

申請内容は、店舗（自動車販売）になります。

農地区分は、10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

転用基準は、2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考

えます。

続いて、下有知地区になります。

B－3－3

所在地・申請者等は19ページ、位置図、平面図は20、21ページ、農地図は22ページになります。

下有知ふれあいセンター北128mの位置にある農地になります。

申請内容は、駐車場及び農耕作業車駐車場です。

農地区分は、10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

農転許可基準は、2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

続いて、小瀬地区になります。

B－4－1

所在地・申請者等は24ページ、位置図、平面図は25、26ページ、農地図は27ページになります。

鮎之瀬ふれあいセンター北東約155mの位置にある農地になります。

無断転用のため、始末書が提出されております。

申請内容は、専用住宅を建築するものです。

農地区分は、公共・公益的施設の整備状況から3種農地と考えます。

3種農地のため、農転許可基準を満たすものと考えます。

こちらについて、3件のご審議をお願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。ここまでの説明について、委員の皆様のご意見をお聞きます。ご意見のある方はございませんか。

｜

（ なし ）

それではこの3件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

それでは、意義なしとして、回答いたします。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

続いて、小金田地区になります。

#### C－１－１

所在地・申請者等は２９ページ、位置図・平面図は３０、３１ページ、農地図は３２ページになります。

国道２４８号関バイパス虹ヶ丘幼稚園北側の農地になります。

申請内容は、共同住宅です。

農地区分は、１０ha未満の農地集団のため、２種農地と考えます。

農転許可基準は、２種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

#### C－１－２

所在地・申請者等は２９ページ、位置図・平面図は３０、３１ページ、農地図は３２ページになります。

国道２４８号関バイパス さわやか内科クリニック 東約５６mの位置にある農地になります。

申請内容は、貸駐車場です。

農地区分は、１０ha未満の農地集団のため、２種農地と考えます。

農転許可基準は、２種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

続いて、保戸島地区になります。

#### C－２－１

所在地・申請者等は３４、３５ページに、位置図・平面図は３６、３７ページ、農地図は３８ページになります。

長良川岐関大橋左岸上流北側約２４５mの位置にある農地になります。

申請内容は、工場用地造成です。

農地区分は、１０ha未満の農地集団のため、２種農地と考えます。

農転許可基準は、２種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

続いて、千疋地区になります。

### C－3－1（編入）

所在地・申請者等は４０ページ、位置図・平面図は４３ページになります。

令和元年に除外した案件で、金属部品製造業駐車場、資材倉庫を建築する予定でしたが、令和４年の農地転用にて計画の変更があったため、編入するというものです。

### C－3－1（用途区分変更）

所在地・申請者等は４１ページ、位置図・平面図は４４、４５ページ、農地図は４８ページになります。

植野公民館 南西約２２６ｍの位置にある農地になります。

申請内容は、農業用倉庫（農業用施設用地）です。

農地区分は、１０ha以上の農地集団のため、１種農地と考えます。

１種農地の農地転用の例外規定である、地域の農業の振興に資する施設になり、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

### C－3－1（除外）

所在地・申請者等は４２ページ、位置図・平面図は４４ページ、農地図は４８ページになります。

千疋四号組自治会集会場 北東約１００ｍの位置にある農地になります。

申請内容は、金属加工業工場です。

農地区分は、１０ha以上の農地集団のため、１種農地と考えます。

１種農地の農地転用の例外規定である、地域の農業の振興に資する施設になり、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

### C－3－2（除外）

所在地・申請者等は４２ページ、位置図・平面図は４４、４７、農地図は４８ページになります。

千疋橋左岸 北東側約８５ｍの位置にある農地になります。

申請内容は、研磨機材販売及び研磨加工業（駐車場）です。

農地区分は、１０ha未満の農地集団のため、２種農地と考えます。

農転許可基準は、２種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

続いて、西地区になります。

### C－4－1

所在地・申請者等は５１ページ、位置図・平面図は５２、５３ページ、農地図は５５ページ

ジになります。

石原組集会場 北東約 150 m の位置にある農地になります。

申請内容は、農家住宅です。

農地区分は、土地改良の実施済で、10 ha 以上の農地集団のため、1 種農地と考えます。

1 種農地の農地転用の例外規定である、地域の農業の振興に資する施設であり、転用の許可基準を満たすと考えます。

#### C-4-2

所在地・申請者等は 51 ページに、位置図・平面図は 52、54 ページ、農地図は 55 ページになります。

春日神社西側約 70 m の位置にある農地になります。

申請内容は、個人住宅です。

農地区分は、土地改良の実施済で、10 ha 以上の農地集団のため、1 種農地と考えます。

1 種農地の農地転用の例外規定である、地域の農業の振興に資する施設、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において住居する者の日常生活上または業務上に必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用の許可基準を満たすと考えます。

以上 9 件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。ここまでの説明について、委員の皆様のご意見をお聞きます。ご意見のある方はございませんか。

（ なし ）

それではこの 9 件について、異議なしと回答してよろしいでしょうか  
異議のないの方、挙手をお願いいたします。

異議なしとして、回答いたします。

○農林課主任主査（深川 喜正 君）

続いて、洞戸地区になります。

#### D-2

所在地・申請者等は 57 ページ、位置図・平面図 58、59 ページ、農地図は 62 ページになります。

栗原集会場の東約 50 m の位置にある農地になります。

無断転用で始末書が提出されております。

申請内容は、駐車場・物置です。

農地区分は、10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

農転許可基準は、2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

#### D－3

所在地・申請者等は57ページ、位置図・平面図は58、60ページ、農地図は62ページになります。

飛瀬集会場の北東約370mの位置にある農地になります。

申請内容は、駐車場です。

農地区分は、10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

農転許可基準は、2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続きにおいて、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

#### D－4

所在地・申請者等は57ページ、位置図・平面図65、66ページ、農地図は61ページになります。

片瀬集会場の南東約300mの位置にある農地になります。

申請内容は、自宅の東側のり面が崩れかけており、法面補強をしたいというものです。

農地区分 10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

農転許可基準 2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続において、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

#### D－5

所在地・申請者等は58ページ、位置図・平面図は58、64ページ、農地図は62ページになります。

栗原集会場の北東約220mの位置にある農地になります。

無断転用のため、始末書が提出されております。

申請内容は、駐車場です。

農地区分は、10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

農転許可基準は、2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続において、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考え

ます。

D－6

所在地・申請者等は57ページ、位置図・平面図58、63ページ、農地図は62ページになります。

飛瀬集会場の東約150mの位置にある農地になります。

無断転用のため、始末書が提出されております。

昭和51年に当該地に無断転用で住宅を建築されております。

申請内容は、一般個人住宅（別荘）です。

農地区分は、10ha未満の農地集団のため、2種農地と考えます。

農転許可基準は、2種農地のため、他ではできない事業は許可されます。

農振の除外手続において、代替地の検討がされますので、転用の許可基準を満たすと考えます。

以上5件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。ここまでの説明について、委員の皆様のご意見をお聞きます。ご意見のある方はございませんか。

（ なし ）

それではこの5件について異議なしと回答してよろしいでしょうか  
異議のない方は、挙手をお願いいたします。

それでは、異議なしとして、回答いたします。

議案第6号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、ただいまご審議いただいたとおり、農業委員会の意見として回答します。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。  
その他について、事務局の説明を求めます。

○農林課主幹（渡邊 昌彦 君）

次回の農業委員会総会は、令和6年7月8日（月） 午前9時30分より関市役所 6階 6－5，6会議室で予定しております。総会終了後、こちらの大会議室で合同会議を予定してい

ますのでよろしくお願いいたします。閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）  
（ 挨拶 ）

午前 1 0 時 4 5 分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_  
印

8 番

\_\_\_\_\_  
印

1 0 番

\_\_\_\_\_  
印